

令和2年第2回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p>令和2年度三鷹市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について</p> <hr/> <p>1 補正予算の内容 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金の早期給付のための予算措置を次のとおり講じたものである。</p> <p>(1) 歳入予算 総額 72,184,476千円 → 91,489,549千円 (19,305,073千円増) (内訳) 国庫支出金 国庫補助金 1,006,982千円 → 20,312,055千円 (19,305,073千円増)</p> <p>(2) 歳出予算 総額 72,184,476千円 → 91,489,549千円 (19,305,073千円増) (内訳) 総務費 総務管理費 7,632,672千円 → 26,736,658千円 (19,103,986千円増) 民生費 児童福祉費 15,792,983千円 → 15,994,070千円 (201,087千円増)</p> <p>2 専決処分の日 令和2年5月1日</p>
2	<p>令和2年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について</p> <hr/> <p>1 補正予算の内容 新型コロナウイルス感染症緊急対応方針として、子どものための給付金及び小規模事業者経営支援給付金の早期給付のための予算措置を次のとおり講じたものである。</p> <p>(1) 歳入予算 総額 91,489,549千円 → 92,116,508千円 (626,959千円増)</p>

	<p>(内訳) 都支出金 都補助金 5,415,641千円 → 5,757,897千円 (342,256千円増) 繰入金 基金繰入金 1,243,522千円 → 1,528,225千円 (284,703千円増)</p> <p>(2) 歳出予算 総額 91,489,549千円 → 92,116,508千円 (626,959千円増) (内訳) 民生費 児童福祉費 15,994,070千円 → 16,278,773千円 (284,703千円増) 商工費 商工費 479,011千円 → 821,267千円 (342,256千円増)</p> <p>2 専決処分の日 令和2年5月12日</p>																																										
3	<p>三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 通勤手当の見直し 自転車、自動車等の交通用具を使用して通勤する職員に係る通勤手当を次のとおり定めることとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1176 695 1410">職員の区分 自転車等 の片道の使用 距離の区分</th><th data-bbox="695 1176 1013 1410">1 2以外の職員</th><th data-bbox="1013 1176 1362 1410">2 身体に障がいを有する職員で市規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるもの</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1410 695 1455">5km未満</td><td data-bbox="695 1410 1013 1455">2,600円</td><td data-bbox="1013 1410 1362 1455">4,500円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1455 695 1500">5km以上10km未満</td><td data-bbox="695 1455 1013 1500">3,000円</td><td data-bbox="1013 1455 1362 1500">6,200円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1500 695 1545">10km以上15km未満</td><td data-bbox="695 1500 1013 1545">5,000円</td><td data-bbox="1013 1500 1362 1545">9,600円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1545 695 1590">15km以上20km未満</td><td data-bbox="695 1545 1013 1590">7,000円</td><td data-bbox="1013 1545 1362 1590">13,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1590 695 1635">20km以上25km未満</td><td data-bbox="695 1590 1013 1635">9,000円</td><td data-bbox="1013 1590 1362 1635">16,400円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1635 695 1680">25km以上30km未満</td><td data-bbox="695 1635 1013 1680">11,000円</td><td data-bbox="1013 1635 1362 1680">19,800円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1680 695 1724">30km以上35km未満</td><td data-bbox="695 1680 1013 1724">11,000円</td><td data-bbox="1013 1680 1362 1724">23,200円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1724 695 1769">35km以上40km未満</td><td data-bbox="695 1724 1013 1769">13,000円</td><td data-bbox="1013 1724 1362 1769">26,600円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1769 695 1814">40km以上45km未満</td><td data-bbox="695 1769 1013 1814">13,000円</td><td data-bbox="1013 1769 1362 1814">30,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1814 695 1859">45km以上50km未満</td><td data-bbox="695 1814 1013 1859">14,000円</td><td data-bbox="1013 1814 1362 1859">31,800円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1859 695 1904">50km以上55km未満</td><td data-bbox="695 1859 1013 1904">14,000円</td><td data-bbox="1013 1859 1362 1904">33,600円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1904 695 1949">55km以上60km未満</td><td data-bbox="695 1904 1013 1949">15,000円</td><td data-bbox="1013 1904 1362 1949">35,400円</td></tr> <tr> <td data-bbox="414 1949 695 1994">60km以上</td><td data-bbox="695 1949 1013 1994">15,000円</td><td data-bbox="1013 1949 1362 1994">37,200円</td></tr> </tbody> </table>	職員の区分 自転車等 の片道の使用 距離の区分	1 2以外の職員	2 身体に障がいを有する職員で市規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるもの	5km未満	2,600円	4,500円	5km以上10km未満	3,000円	6,200円	10km以上15km未満	5,000円	9,600円	15km以上20km未満	7,000円	13,000円	20km以上25km未満	9,000円	16,400円	25km以上30km未満	11,000円	19,800円	30km以上35km未満	11,000円	23,200円	35km以上40km未満	13,000円	26,600円	40km以上45km未満	13,000円	30,000円	45km以上50km未満	14,000円	31,800円	50km以上55km未満	14,000円	33,600円	55km以上60km未満	15,000円	35,400円	60km以上	15,000円	37,200円
職員の区分 自転車等 の片道の使用 距離の区分	1 2以外の職員	2 身体に障がいを有する職員で市規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるもの																																									
5km未満	2,600円	4,500円																																									
5km以上10km未満	3,000円	6,200円																																									
10km以上15km未満	5,000円	9,600円																																									
15km以上20km未満	7,000円	13,000円																																									
20km以上25km未満	9,000円	16,400円																																									
25km以上30km未満	11,000円	19,800円																																									
30km以上35km未満	11,000円	23,200円																																									
35km以上40km未満	13,000円	26,600円																																									
40km以上45km未満	13,000円	30,000円																																									
45km以上50km未満	14,000円	31,800円																																									
50km以上55km未満	14,000円	33,600円																																									
55km以上60km未満	15,000円	35,400円																																									
60km以上	15,000円	37,200円																																									

	<p>2 施行期日 令和3年4月1日</p>
4	<p>三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 車賃の支給事由及び額の追加 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額による ことができない場合は、路程1km当たり37円の車賃を支給することと した。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>
5	<p>三鷹市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 特殊勤務手当の廃止 選挙手当を廃止することとした。</p> <p>2 特殊勤務手当の特例 新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するため に緊急に行われた措置に係る業務に従事する職員に、防疫等作業手当と して、1日につき4,000円を超えない範囲内において規則で定める額を 支給することとした。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日等 1及び3(2)は規則で定める日、2は公布の日（適用は、令和2年2 月1日）</p> <p>(2) 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正 選挙手当の廃止に伴い、規定を整備することとした。</p>

三鷹市市税条例等の一部を改正する条例

第1 令和2年度税制改正関係

1 個人市民税関係

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等

ア ひとり親控除の創設及び寡夫控除の廃止

イ 人的非課税措置の見直し

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長

2 法人市民税関係

連結納税制度の見直し

3 固定資産税・都市計画税関係

(1) 所有者不明土地等に係る固定資産税等の課題への対応

ア 現に所有している者の申告の制度化

イ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

(2) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の見直し

4 市たばこ税関係

(1) 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

軽量な葉巻たばこの課税標準（たばこの壳渡本数）について、令和2年10月1日から0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に、令和3年10月1日から1.0グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算することとした（現行葉巻たばこ1グラム当たり1本に換算）。

5 納税環境の整備

(1) 延滞金の割合等の特例の見直し

国税の見直しに合わせ、法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5%（現行年1%）の割合を加算した割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、当該加算した割合とすることとした。

6 その他規定を整備することとした。

第2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

1 徴収猶予の特例に係る手続等の整備

収入が大幅に（前年同期比概ね20%以上）減少した場合において、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税について、無担保かつ延滞金なしで最長1年間、徴収猶予できる特例を設けることとした。

	<p>2 先端設備等に該当する家屋・構築物に対する固定資産税の課税標準の特例の創設 新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、令和3年3月31日までに取得した一定の事業用家屋及び構築物について、新たに課税されることとなった年度から3年度分、固定資産税の課税標準の特例割合をゼロとすることとした。</p> <p>3 軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の延長 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを作りとすることとした。</p> <p>4 個人市民税の寄附金税額控除の特例の創設 一定のイベントの中止等を行った主催者に対する入場料金等払戻請求権の放棄に対して所得税において寄附金控除の特例の対象に指定されたもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めるものについて、令和3年度課税から20万円を上限に個人市民税の寄附金税額控除の対象とすることとした。</p> <p>5 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例の創設 所得税において住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置の適用を受けた者について、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とするため、適用期限を令和16年度(現行令和15年度)とすることとした。</p> <p>6 その他規定を整備することとした。</p> <p>第3 施行期日 公布の日等。ただし、第1の1(1)及び5(1)並びに第2の4及び5は令和3年1月1日、第1の2は令和4年4月1日、第1の4(1)は令和2年10月1日等</p>
7	<p>三鷹市手数料条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴う手数料を徴収する事務等の追加 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、建築物エネルギー消費性能適合判定等に係る申請について、複数の建築物をまとめて申請することができることとなることに伴い、当該申請に係る手数料の算定方法を定めることとした。</p>

	<p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る申請について、新たに簡易な省エネ性能の評価方法（モデル住宅法及びフロア入力法）が導入されたことに伴い、当該認定の審査に係る手数料（建築物の床面積に応じ1件1万7,700円～15万7,000円）を定めることとした。</p> <p>(3) 次の申請について、共同住宅の共用部分を含めない省エネ性能の評価方法が導入されたことに伴い、当該申請に係る手数料の算定方法を定めることとした。</p> <p>ア 低炭素建築物新築計画の認定及び変更計画</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更認定</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定</p> <p>(4) その他規定を整備することとした。</p> <p>2 手数料を徴収する事務の廃止</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い通知カードが廃止されたため、通知カードの再交付事務に係る手数料を廃止することとした。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>
8	<p>三鷹市地区公会堂条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 開館時間に係る規定の整備</p> <p>地区公会堂の開館時間の臨時の変更について、規定を整備することとした。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>

9	<p>子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 放課後児童支援員に係る規定の整備 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に基づき、放課後児童支援員として必要な研修について、都道府県及び政令指定都市のほか、中核市が行う研修を加えることとした。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>
10	<p>三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給 新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより労務に服することができなくなった被用者に、傷病手当金を支給することとした。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった場合の減免規定の整備 市長が別に定める事由に該当する場合は、納期限を経過した場合においても、減免の申請を行うことができることとした。</p> <p>3 地方税法等の一部改正等に伴う規定の整備 地方税法等の一部改正等に伴い、規定を整備することとした。</p> <p>4 施行期日 公布の日、3の一部は令和3年4月1日</p>
11	<p>三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 法定利率に係る規定の整備 民法改正による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に基づき、障がい補償年金前払一時金等が支給された場合における障がい補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を改めることとした。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>

12	令和2年度三鷹市一般会計補正予算（第3号）
13	令和2年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）
14	令和2年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
15	令和2年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○ 特記事項

- (1) 農業委員会委員の任命について
- (2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (3) 「中仙川雨水貯留施設整備工事請負契約の締結について」に係る契約の金額の変更について